## 規程第 10 号

# 役員等規程

社会福祉法人 ちどり福祉会

## 第1章総則

#### [目的]

- 第1条 この規程は社会福祉法人ちどり福祉会(以下、法人という)の定款に定める以外の服務、定年 の取扱および報酬等、その他役員等に関する基本的事項について定めたものである。
  - 2. 役員等に関する事項で、法令、定款、理事会決議その他で特別の定めのない限り本規程による。

### [役員等の定義]

第2条 理事・監事は定款に基づく役員であり、役員等として評議員を含む。

#### 〔顧問〕

第3条 役員等とは別に顧問をおくことができる。顧問は評議員会に参加し、発言できるが、議決権は無いものとする。

### [常勤理事の定年]

- 第4条 常勤理事の定年は満60歳とする。ただし、評議員会および理事会の決議によって次期理事 に推薦する場合はこの限りとしない。
  - 2.任期中において定年に達した場合は、その任期を満了する日まで、定年を延長することができる。

### 第2章服務

#### [理念遂行]

第5条 役員等は業務の執行にあたって、以下の各号に定める事項を遵守する。

- ① 4つの法人理念の実現
- ② 社会福祉法人としての地域貢献
- ③ 社会福祉法人としての経営確立
- ④ 法令順守

#### 〔禁止事項〕

第6条 役員等は以下の各号に定める行為をしてはならない。

- ①職務上の地位を利用して、手数料・リベート・供応を受けるなど、職務の公正を害し、または害する恐れのある行為をすること。
- ②職務上の地位を利用して得た情報を利用し、不正な行為を行うこと。

# 第3章 報酬等

## [報酬等]

第7条 役員等の報酬等は別途定める「役員及び評議員の報酬等に関する規程」による。

### 〔改廃〕

第8条 本規程の適用に疑義が生じた場合は、評議員会の決議による。本規程の改廃も同様とする。

附則本規程は平成27年4月1日に施行する。本規程は平成27年10月1日に改定する。本規程は平成28年10月1日に改定する。本規程は平成29年4月1日に改定する。本規程は平成29年6月17日に改定する。本規程は平成30年9月15日に改定する。